

熊本県福祉総合相談所

一時保護課

会計年度任用職員採用試験案内

児童一時保護所学習指導員

申 込 受 付 期 間

随時募集します

## 1 職種、採用予定数、配属予定先、採用任期、業務内容等

職 種	採 用 予 定 数	配属予定先	任 期
児童一時保護所 学習指導員	1 名	熊本県福祉総合相談所	令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日以降の 任用の日～ 令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日

### ●業務内容：児童の学習指導業務

## 2 受験資格

福祉に対する理解があり、職務遂行の熱意と見識を有する者で、小学校又は中学校の教職の経験がある者

但し、児童一時保護所学習指導員の業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙（参照条文）をご参照ください。

なお、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 勤務条件等

### (1) 任用期間

上記 1 のとおり

※但し、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。

### (2) 勤務時間

月 20 日以内、週 29 時間以内

午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 3 時 30 分までの 6 時間

及び午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 2 時 30 分までの 5 時間

※定められた勤務時間外に勤務を命じることはありません。

### (3) 休暇等

年次有給休暇あり（6か月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無休休暇（保育時間等）あり

### (4) 報酬等

①報酬日額 6時間 8,482円～9,242円

5時間 7,069円～7,701円

②通勤費用 実費相当額を支給

※報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（任用期間中に条例、人事委員会規則等が改正された場合は、改正後の規定に基づき支給を行います。）

### (5) 条件付採用

採用にあたっては条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。なお、採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、正式採用されないことがあります。

## 4 試験の日程、会場等

試験	試験会場・集合場所	合格発表
面接試験	日程：申込者と協議して決定した日（随時実施） 会場：熊本県福祉総合相談所	試験後5日以内に電話により合否を通知します。

## 5 申込手続等

申 込 手 続	申込先	熊本県福祉総合相談所 住所：〒861-8039 熊本市東区长嶺南2-3-3 電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田
	申込方法	申込者は、ハローワークを通じて氏名・連絡先を確認の上、ハローワークからの「紹介状」及び「履歴書（写真添付）」及び当該職種に関する免許の写しを、上記宛先まで持参又は郵送してください。 <u>郵送する場合には、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「児童一時保護所学習指導員申込」と朱書きしてください。</u> 履歴書の写真は、申込前3か月以内に写したもので、本人と確認できるものを貼り付けてください。（縦4cm×横3cm程度）
受 付 期 間		随時募集します。 持参又は郵送してください。 <持参の場合> 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日、日曜日及び祝日は、閉庁日のため受付できません。

## 6 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越してください。但し、土曜日、日曜日及び祝日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合順位 及び 総合得点	合格発表の日から 1か月間	熊本県福祉総合相談所

## 7 問い合わせ先

熊本県福祉総合相談所

住所：〒861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-3

電話：096-381-4411 担当：一時保護課 福田

## 別紙

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七百七十六条、第七百七十七条、第七百七十九条から第七百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの